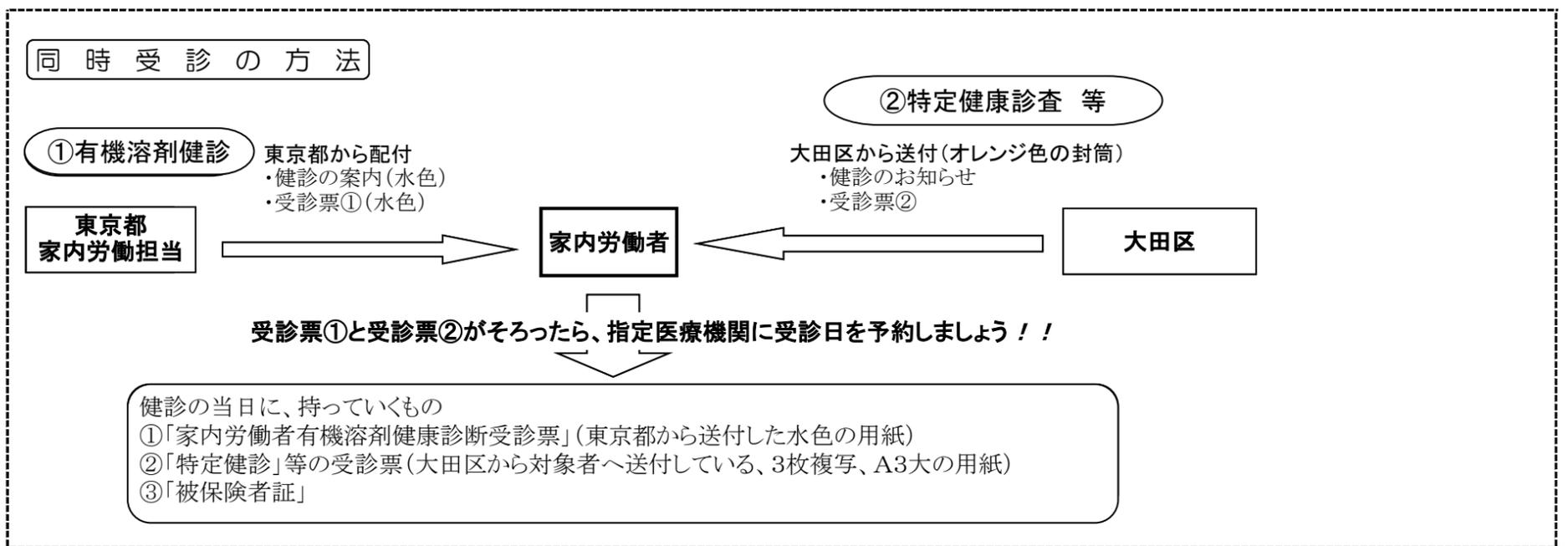


# ■ 有機溶剤健康診断の受診方法 ■

- 40～74歳の大田区国民健康保険に加入している方、後期高齢者医療制度に加入している方は、「有機溶剤健康診断」を、大田区が実施する「特定健康診査」、「長寿健康診査」と同時に受診することができます。
- 大田区在住で39歳以下の方及び、他県在住で大田区に作業場のある方(通い職人)は、「有機溶剤健康診断」のみのご案内となります。

	有機溶剤健診(東京都実施)	特定健康診査(大田区実施)
大田区国民健康保険に加入している  40歳～ 74歳  の方の 受診方法	有機溶剤健診と特定健康診査が同時に受診できます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">同 時 受 診 の 方 法</div> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 受診できるのは、令和4年6月から令和5年3月までです。</li> <li>2 「有機溶剤健診」と「特定健康診査」を同時に受診することを「指定医療機関(→p4)」に伝えて、受診日を予約。(同時受診が可能か医療機関に確認をしてください)</li> <li>3 受診当日は、①に必要事項を記入して、②とともに指定医療機関へ持参してください。                ①「家内労働者有機溶剤健康診断受診票」(東京都から送付した水色の用紙)                ②「被保険者証」「特定健康診査受診票(大田区から対象の方へ送付しています)」</li> </ol>	
令和5年3月31日 現在の年齢	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">別 々 の 受 診 方 法</div> 指定医療機関(→p4)で、予約してください。 上記の期間にかかわらず、令和5年3月31日まで受診できます。	大田区の「特定健康診査」を受診してください。 受診期間：令和4年6月から令和5年3月まで

	有機溶剤健診(東京都実施)	長寿健康診査(大田区実施)
後期高齢者医療制度に加入している方の 受診方法	有機溶剤健診と長寿健康診査が同時に受診できます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">同 時 受 診 の 方 法</div> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 受診できるのは、令和4年6月から令和5年3月までです。</li> <li>2 「有機溶剤健診」と「長寿健康診査」を同時に受診することを「指定医療機関(→p4)」に伝えて、受診日を予約。(同時受診が可能か医療機関に確認をしてください)</li> <li>3 受診当日は、①に必要事項を記入して、②とともに指定医療機関へ持参してください。                ①「家内労働者有機溶剤健康診断受診票」(東京都から送付した水色の用紙)                ②「被保険者証」「長寿健康診査受診票(大田区から対象の方へ送付しています)」</li> </ol>	
令和5年3月31日 現在の年齢	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">別 々 の 受 診 方 法</div> 指定医療機関(→p4)で、予約してください。 上記の期間にかかわらず、令和5年3月31日まで受診できます。	大田区の「長寿健康診査」を受診してください。 受診期間：令和4年6月から令和5年3月まで



○ 下記の方は、別々の受診となります。

	有機溶剤健診(東京都実施)	健康診査(大田区実施)
大田区在住で18～39歳の方の受診方法	<p>有機溶剤健診が受診できます。</p> <p>上記の期間にかかわらず、指定医療機関(→p4)で、予約してください。</p> <p>令和5年3月31日まで受診できます。</p>	<p>下記の健診を受診いただけます。</p> <p><b>【39歳以下基本健康診査】</b></p> <p><b>対象者</b> 18歳から39歳(昭和58年4月1日～平成17年3月31日生まれ)の区民 *職場等で健康診査の機会がない方</p> <p><b>健診期間</b> 令和4年7月1日～令和4年12月31日 *医療機関ごとに上限数に達し次第終了となります(予約制・先着順)。</p> <p><b>申込方法</b> 実施医療機関に直接ご予約ください。</p> <p><b>費用</b> 自己負担金1,400円をお支払いいただきます。 (生活保護受給中の方、中国残留邦人等支援給付受給中の方は免除) *医療費の改正等の理由により、自己負担金額を変更する場合があります。</p> <p><b>その他</b> 詳細は、大田区役所ホームページをご覧ください。</p>
大田区在住で40～74歳の方のうち、社会保険・共済組合など大田区国保以外の保険に加入の方の受診方法	<p>有機溶剤健診が受診できます。</p> <p>指定医療機関(→p4)で、予約してください。</p> <p>令和5年3月31日まで受診できます。</p>	<p>大田区実施の健診対象とはなりません。 ご加入の健保組合等にお問い合わせください。</p>

	有機溶剤健診(東京都実施)	健康診査(お住まいの市町村実施)
他県在住で大田区に作業場がある方の受診方法	<p>有機溶剤健診が受診できます。</p> <p>指定医療機関(→p4)で、予約してください。</p> <p>令和5年3月31日まで受診できます。</p>	<p>「特定健康診査」「がん検診」等は、ご加入の健保組合または、お住まいの市町村にお問い合わせください。</p>